

令和3年度分

第3次ぎょうだ男女共同参画プラン
進捗状況報告書

行田市

目次		ページ		
重点施策	1 男女共同参画に関する推進体制の強化	...	1	～ 5
重点施策	2 政策決定過程における男女共同参画の推進	...	6	～ 9
重点施策	3 市民との連携による男女共同参画の推進	...	10	～ 12
重点施策	4 男女の仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）	...	13	
重点施策	5 経済社会における男女共同参画の推進（雇用機会均等）	...	14	～ 15
重点施策	6 子育てしやすい環境の整備・充実	...	16	～ 18
重点施策	7 男女共同参画の視点に立った防災・防犯体制の推進	...	19	
重点施策	8 生活上の困難に直面しやすい人々が暮らしやすい環境の整備	...	20	～ 21
重点施策	9 生涯を通じた健康づくりへの支援	...	22	～ 23
重点施策	10 暴力のない社会づくりの推進	...	24	～ 25
重点施策	11 DV被害者の安全確保と支援体制の充実	...	26	～ 28
重点施策	12 セクシャルハラスメント防止対策	...	29	
重点施策	13 関連機関との連携の推進	...	30	
重点施策	14 性別による固定的な役割分担意識の解消	...	31	～ 32
重点施策	15 男女平等教育の推進	...	33	～ 34

重点施策1 男女共同参画に関する推進体制の強化

※評価は担当部署による自己評価

A・・・新規取組又は達成(100%)、B・・・ほぼ達成(80%以上)、C・・・おおむね達成(60%以上)、D・・・やや不十分(40%以上)、E・・・不十分(40%未満)

施策の方向	具体的施策	事業内容	担当部署	令和3年度計画	評価※	令和3年度実績(事業の内容)	男女共同参画の視点	具体的に記入	今後の進め方	令和4年度計画
(1)担当部署の機能の充実	①推進体制の充実	●男女共同参画を推進する担当部署の政策調整機能及び企画立案機能の充実 ●行政推進会議及び専門部会、審議会の活用など推進体制の充実	男女共同参画推進センター	審議会にプラン進捗状況調査の結果を報告し意見を求め、事業内容等を検討する。						
			企画政策課	前年度同様、委員の選任について、男女の差なく選任するよう努める。						
			危機管理課	行田市防災会議の委員を男女共同参画推進審議会から選任する。						
			中央公民館	公民館運営審議会の委員を行田市男女共同参画推進審議会から継続して1名選任する。						
			図書館	図書館協議会の委員を男女共同参画推進審議会から選任する。						
			生涯学習スポーツ課	スポーツ推進審議会の委員に男女共同参画推進審議会から2名を選任。						
	②行田市男女共同参画推進条例の適正な運用	●男女共同参画推進条例の適正運用と施策の推進	男女共同参画推進センター	男女共同参画の推進に関する施策を実施する。 結果を市報やホームページ、本庁舎内の情報コーナーにて報告・公表する。						
			秘書課	引き続き条例の主旨を尊重し、職場環境を形成していく。						
			財政課	課の業務としての条例の運用、施策の推進は無いが、引き続き基本理念を尊重した職場環境、就業態勢を形成していく。						
			広報広聴課	統計調査員については、希望登録制ではあるが、男女比率を考慮した登用を図っていく。						
			人事課	引き続き男女共同参画を推進するための研修機会の充実と、職員の健康を増進するための各種取組の推進を図る。						
			総務課	審議会・審査会とも委員の任期が満了となるため、委嘱に際し、前回よりも女性の登用が増えるように努める。						

重点施策1 男女共同参画に関する推進体制の強化

※評価は担当部署による自己評価

A・・・新規取組又は達成(100%)、B・・・ほぼ達成(80%以上)、C・・・おおむね達成(60%以上)、D・・・やや不十分(40%以上)、E・・・不十分(40%未満)

施策の方向	具体的施策	事業内容	担当部署	令和3年度計画	評価※	令和3年度実績(事業の内容)	男女共同参画の視点	具体的に記入	今後の進め方	令和4年度計画
			選挙管理委員会	選挙管理委員会 委員4人中 男3人 女1人 選挙管理委員会 補充員4人中 男2人 女2人						
			市民課	条例の適正運用に努める。						
			南河原支所	条例の適正な運用と施策の推進に努める。						
			地域活動推進課	引き続き条例の適正運用に努める。						
			環境課	引き続き条例の適正運用に努める。						
			農政課	行田市「人・農地プラン」策定検討会の構成員として女性委員を登用する。						
			農業委員会	令和5年7月19日までの任期						
			高齢者福祉課	引き続き条例の適正運用に努める。						
			福祉課	引き続き、個々の能力・適正に応じた業務配分を行い、課内の連携および相談業務などの円滑化を図る。						
			保険年金課	男女共同参画の趣旨に鑑み、引き続き、国保運営協議会委員における女性の登用を図る。ひとり親家庭等医療費、子ども医療費支給事業の適正な実施に努めていく。						
			健康づくり課 (旧保健センター)	条例を適正運用し、事業等を実施する。						
			都市計画課	審議会等の委員改選時や、各種計画策定時の検討委員会において、女性委員の登用に努める。						
			建築開発課	職員研修等に積極参加し、条例の適正な運用に努める。						
			営繕課	条例の適正運用を図るため、市営住宅委員会に女性委員登用の推進を継続する。						
			道路治水課	条例の適切な運用に努める。						

重点施策1 男女共同参画に関する推進体制の強化

※評価は担当部署による自己評価

A・・・新規取組又は達成(100%)、B・・・ほぼ達成(80%以上)、C・・・おおむね達成(60%以上)、D・・・やや不十分(40%以上)、E・・・不十分(40%未満)

施策の方向	具体的施策	事業内容	担当部署	令和3年度計画	評価※	令和3年度実績(事業の内容)	男女共同参画の視点	具体的に記入	今後の進め方	令和4年度計画
			管理課	課内担当業務を均等に振分け、業務を行う。						
			会計課	引き続き基本理念を尊重した職場環境、就業態勢を形成していく。						
			消防本部	各種イベント等において、啓発活動 埼玉県消防殉職・殉難者慰霊祭に参加 甲斐姫分団用車両を配備する						
			教育総務課	教育委員会会議における施策の審議にあたり男女共同参画を意識した運営を行う。						
			教育指導課 (旧学校教育課)	条例の適正な運用に努める。						
			生涯学習 スポーツ課	男女共同参画だけでなく、様々な人権課題や生涯学習に関する各種事業の講座や講演の計画に努める。また、周知方法を広域に広げられるよう工夫する。						
			生涯学習 スポーツ課	男女共同参画の意識を持った業務の遂行に努める。						
			学校給食センター	引き続き男女均衡に委嘱できるよう努める。						
			文化財保護課	引き続き、男女の割合を考慮し、発掘作業員を雇用する。						
			図書館	図書館協議会の委員において、条例に基づき積極的に女性委員を選任する。						
			監査委員事務局	引き続き、基本理念を尊重した職場環境、就業態勢を形成していく。						
			水道課	引き続き条例の適正運用に努める。						
			議会事務局	引き続き条例の適正な運用に努める。						

重点施策1 男女共同参画に関する推進体制の強化

※評価は担当部署による自己評価

A・・・新規取組又は達成(100%)、B・・・ほぼ達成(80%以上)、C・・・おおむね達成(60%以上)、D・・・やや不十分(40%以上)、E・・・不十分(40%未満)

施策の方向	具体的施策	事業内容	担当部署	令和3年度計画	評価※	令和3年度実績(事業の内容)	男女共同参画の視点	具体的に記入	今後の進め方	令和4年度計画
			下水道課	委員の委嘱に際し、男女の均衡に努める。						
(2)計画進行のチェック体制の整備・充実	①ぎょうだ男女共同参画プランの推進	●進捗状況調査の実施及び計画進行のチェック	男女共同参画推進センター	プラン進捗状況調査を実施し進行のチェックを行うとともに、市民にわかりやすく公表する。						
		●審議会におけるプランの進捗状況に対する意見聴取と計画の進行への反映	男女共同参画推進センター	プラン進捗状況調査を実施し進行のチェックを行うとともに、市民にわかりやすく公表する。						
	②行政評価に基づく計画の推進	●行政評価システム導入の検討	企画政策課	前年度と同様、事業評価制度を実施していく。						男女共同参画推進センター
	③中間年での計画の見直し	●中間年において計画の見直しの実施	男女共同参画推進センター	中間年における計画の見直しは平成28年度のみ実施。						
(3)国・県等との連携	①国や県と連携しての事業の推進	●国・県と連携した事業の推進	男女共同参画推進センター	『女性活躍推進事業』を実施。 ・引続き多種多様な団体・機関等で組織するネットワーク会議を開催する。 ・女性活躍関連事業を開催する。						
		●国・県による法制度の整備や広域的な対応が望まれる施策の要望		逐次、必要なことは要望していく。						
(4)活動拠点施設の効果的な運営	①活動拠点施設の効果的な運営	●「VIVAぎょうだ」の活動内容の周知	男女共同参画推進センター	市報ぎょうだ、ホームページやポスター、チラシ等様々な広報手段を使い周知を図る。						
		●掲示等による男女共同参画に関する情報のPR		センター内にパネルやポスターを掲示し情報のPRに努める。						
		●貸館業務等業務内容の検討		・館の設立目的や特色を再確認し、利用者の拡大を検討する。						

重点施策1 男女共同参画に関する推進体制の強化

※評価は担当部署による自己評価

A・・・新規取組又は達成(100%)、B・・・ほぼ達成(80%以上)、C・・・おおむね達成(60%以上)、D・・・やや不十分(40%以上)、E・・・不十分(40%未満)

施策の方向	具体的施策	事業内容	担当部署	令和3年度計画	評価※	令和3年度実績(事業の内容)	男女共同参画の視点	具体的に記入	今後の進め方	令和4年度計画
	②「VIVAぎょうだ」の拠点機能の強化	●幅広い市民層が訪れやすい仕組みづくりの検討		主催事業終了後、クラブ化などの呼びかけや各種団体等を対象に利用促進を図る。						
		●男女共同参画に係わる市民活動の場の提供	男女共同参画推進センター	ホームページや市報に掲載する。主催事業において団体登録の呼びかけを行う。定期的にVIVAを利用している市民グループに窓口でアナウンスし新たな利用団体を募集する。						

重点施策2 政策決定過程における男女共同参画の推進

※評価は担当部署による自己評価

A・・・新規取組又は達成(100%)、B・・・ほぼ達成(80%以上)、C・・・おおむね達成(60%以上)、D・・・やや不十分(40%以上)、E・・・不十分(40%未満)

施策の方向	具体的施策	事業内容	担当部署	令和3年度計画	評価※	令和3年度実績(事業の内容)	男女共同参画の視点	具体的に記入	今後の進め方	令和4年度計画
(1)政策決定過程への女性の積極的登用	①審議会等への女性の登用	●女性委員の登用に向けた全庁的な取組を推進 ●審議会等の改選に際して、女性の登用を推進 ●公募制の導入	選挙管理委員会	選挙管理委員会 委員4人中 男3人 女1人 選挙管理委員会 補充員4人中 男2人 女2人						
			地域活動推進課	委員任期の更新の際には、女性委員の登用に努める。						
			環境課	引き続き女性委員の登用の実施及び公募制の導入に努める。						
			環境課	引き続き女性委員の登用の実施及び公募制の導入に努める。 (行田市資源リサイクル審議会)						
			商工観光課	商業振興対策会議開催に向けて委員の公募と女性委員の登用を検討する。						
			農業委員会	令和5年7月19日までの任期						
			高齢者福祉課	引き続き女性の登用を継続していく。						
			保険年金課	委員の改選時には、引き続き公募を実施し、女性の登用を検討する。						
			健康づくり課 (旧保健センター)	委員の委嘱に際し、女性委員の登用に努める。						
			都市計画課	審議会等の委員改選時や、各種計画策定時の検討委員会において、女性委員の登用に努める。						
			営繕課	市営住宅委員会の委員に、女性委員の登用を継続する。						
			水道課	審議会の委員に、女性委員の登用を継続する。						
			生涯学習スポーツ課	審議会の改選に際して、男女の均衡に努める。						
			下水道課	委員改選時、女性委員の登用と公募制の導入を継続する。						

重点施策2 政策決定過程における男女共同参画の推進

※評価は担当部署による自己評価

A・・・新規取組又は達成(100%)、B・・・ほぼ達成(80%以上)、C・・・おおむね達成(60%以上)、D・・・やや不十分(40%以上)、E・・・不十分(40%未満)

施策の方向	具体的施策	事業内容	担当部署	令和3年度計画	評価※	令和3年度実績(事業の内容)	男女共同参画の視点	具体的に記入	今後の進め方	令和4年度計画
			教育指導課 (旧学校教育課)	引き続き、委嘱する委員の男女の均衡化を図る。						
			文化財保護課	委員改選時、男女の均衡に努める。						
			図書館	継続して協議会委員10名のうち男女均衡のとれた委員構成を構築していく。						
			生涯学習スポーツ課	委員の欠員補充などがあった場合は、女性登用の声掛けを行うなど積極的に働きかける。						
			教育総務課	候補者の選出にあたり引き続き女性委員の登用に努める。						
			中央公民館	公民館運営審議会の女性委員の登用に努める。						
			学校給食センター	引き続き女性委員を50%以上委嘱するように努める。						
			郷土博物館	委員選出にあたり、引き続き女性委員の登用に努める。						
			男女共同参画推進センター	行政推進会議等を通じ、女性委員登用の向上に向けた取り組みを推進する。						
②女性の政策への関心、参画意識の啓発	●政策立案や行政・議会の仕組みなどをテーマにした講演会の実施 ●情報紙における継続的な情報提供を推進	男女共同参画推進センター		埼玉県が開催する女性からの政策提言講座のポスターの掲示、パンフレットの配布を行う。						
				ホームページや市報きょうだ等で周知を図る。						
③女性の管理職等への登用	●積極的改善措置(ポジティブアクション)の浸透 ●女性の職域拡大に関する意識啓発の推進	人事課		昇任する上で必要なスキルを養う研修を実施する。						

重点施策2 政策決定過程における男女共同参画の推進

※評価は担当部署による自己評価

A・・・新規取組又は達成(100%)、B・・・ほぼ達成(80%以上)、C・・・おおむね達成(60%以上)、D・・・やや不十分(40%以上)、E・・・不十分(40%未満)

施策の方向	具体的施策	事業内容	担当部署	令和3年度計画	評価※	令和3年度実績(事業の内容)	男女共同参画の視点	具体的に記入	今後の進め方	令和4年度計画
	④民間企業・関係団体等への女性の登用の働きかけ	●積極的格差是正措置に関する情報提供の推進	男女共同参画推進センター	・センター内情報コーナーにてチラシ等を配布する。 ・女性活躍推進事業を実施し、『ネットワーク会議』等を通じて民間企業や関係団体等への女性登用を啓発する。						
			商工観光課	関係機関が作成したパンフレットの配布、ポスターの掲示などを行い啓発に努めていく。						
(2) 政策決定過程における市民参画	①各種委員会・審議会等への公募制の導入	●委員の選定における公募制の導入	男女共同参画推進センター	公募制を継続する。						
			地域活動推進課	公募制を継続していく。						
			環境課	引き続き女性委員の登用の実施及び公募制の導入に努める。						
			環境課	引き続き女性委員の登用の実施及び公募制の導入に努める。 (行田市資源リサイクル審議会)						
			保険年金課	委員の改選時には、引き続き公募を実施し、女性の登用を検討する。						
			都市計画課	審議会等の委員改選時や、各種計画策定時の検討委員募集の際、公募を行う。						
			下水道課	委員改選時、公募制の導入を継続する。						
			生涯学習スポーツ課	公募導入には、まだ検討が必要と思われるが、引き続き委員の推薦依頼の際、配慮に努める。						
	②市民意向の反映	●市民意識調査やヒアリング調査の実施	企画政策課	引き続き、計画策定等に当たって市民意見募集を実施し、市民意向の把握と反映に努める。						
(3) 女性の人材育成	①男女共同参画の視点からの職員研修会の開催	●職員研修会の実施	男女共同参画推進センター	職員研修会を実施する。						
			人事課	人権問題研修会を実施する。						
	②女性職員の研修機会の充実	●女性職員の研修機会の充実 ●各種研修における公募科目の拡充	人事課	女性職員の外部機関への研修派遣や庁内研修を開催し、研修機会の充実を図る。						
	③男女共同参画の視点に立った講座の開催	●男女共同参画の視点に立った学級・講座の開催	地域公民館	男女を問わず参加できる講座と学級を開催し男女共同参画の意識を高める。						

重点施策2 政策決定過程における男女共同参画の推進

※評価は担当部署による自己評価

A・・・新規取組又は達成(100%)、B・・・ほぼ達成(80%以上)、C・・・おおむね達成(60%以上)、D・・・やや不十分(40%以上)、E・・・不十分(40%未満)

施策の方向	具体的施策	事業内容	担当部署	令和3年度計画	評価※	令和3年度実績(事業の内容)	男女共同参画の視点	具体的に記入	今後の進め方	令和4年度計画
	④女性の人材育成と幅広い人材の登用	●あらゆる分野での女性の登用の実施 ●男女共同参画人材リストの定期更新	人事課	自己申告書を活用したジョブローテーションを実施。						
			男女共同参画推進センター	男女共同参画人材リストを定期更新するとともに、市報やホームページ等において新たな登録者を募集する。						

重点施策3 市民との連携による男女共同参画の推進

※評価は担当部署による自己評価

A・・・新規取組又は達成(100%)、B・・・ほぼ達成(80%以上)、C・・・おおむね達成(60%以上)、D・・・やや不十分(40%以上)、E・・・不十分(40%未満)

施策の方向	具体的施策	事業内容	担当部署	令和3年度計画	評価※	令和3年度実績(事業の内容)	男女共同参画の視点	具体的に記入	今後の進め方	令和4年度計画
(1) 市民参加による計画推進	① 市政への参画情報・参画機会の提供	●市ホームページ等の活用による参画情報の提供	企画政策課	市ホームページを積極的に活用し、参画情報の提供を行う。						
	② NPOと連携した事業推進・新たな団体、グループの育成支援	●情報・活動機会の提供	地域活動推進課	市民活動サポートセンターを拠点とし、情報発信を行い、各団体の活動発表の場を設ける。						
		●相談窓口の整備		市民活動団体や、新たに活動を始めたい方からの相談に対応できるよう、研修等の機会を活用し、スキルアップを図る。						
		●NPO活動と連携した事業の推進		市民活動サポートセンターが拠点となり、NPO活動のマッチングを行う。						
		●新たな団体・グループの育成支援の実施		新たに市民活動をはじめようとする団体に対し、助成金を交付する。						
	③ 県及び近隣市町村主催事業に協力・参加	●意見交換会等への参加 ●県や近隣市町村が主催する事業に対する協力体制の充実	男女共同参画推進センター	県等が主催する研修会や近隣市町村開催事業への市民の参加を促す。						
(2) 地域活動での性別役割分担の是正	① 社会通念や慣行の見直しのための啓発活動の実施	●社会通念や慣行の見直しの啓発 ●講座開催時に意識啓発用のリーフレットの配布や説明の実施	男女共同参画推進センター	セミナー・講座開催時に意識啓発用のリーフレットの配布や説明を実施する。						
	② 自治会、コミュニティ活動の女性リーダーの育成	●リーダーステップアップ講座の開催	男女共同参画推進センター	女性活躍推進事業等にリーダーステップアップにつながるような内容を検討する。						
		●自治会・地域コミュニティ協議会の活動支援と育成 ●自治会女性部の活動支援	地域活動推進課	各団体が行う事業に対し補助金を交付する。併せて、役員改選にあたり女性の登用を依頼する。						
(3) 女性団体への支援とネットワークの促進	① 女性団体への支援とネットワークの促進	●関連団体のネットワーク化	男女共同参画推進センター	グループづくりのきっかけとなる講座を企画開催する。						
		●浮き城のまち行田・消防ボランティアレディース隊などの活動の促進	消防本部							

重点施策3 市民との連携による男女共同参画の推進

※評価は担当部署による自己評価

A・・・新規取組又は達成(100%)、B・・・ほぼ達成(80%以上)、C・・・おおむね達成(60%以上)、D・・・やや不十分(40%以上)、E・・・不十分(40%未満)

施策の方向	具体的施策	事業内容	担当部署	令和3年度計画	評価※	令和3年度実績(事業の内容)	男女共同参画の視点	具体的に記入	今後の進め方	令和4年度計画
		●行田市消防団甲斐姫分団の活動推進	消防本部	各種イベント等において、啓発活動 埼玉県消防殉職・殉職者慰霊祭に参加 甲斐姫分団用車両を配備する						
	②新たな団体、グループの育成支援	●新たな団体・グループづくりのための講座の開催 ●新たな団体・グループ活動の立ち上げ支援	男女共同参画推進センター	グループづくりのきっかけとなる講座を企画開催する。						
(4)国際理解と交流の促進(外国人への理解と支援)	①国際理解と多文化共生	●ALTによる国際理解教育の充実 ●多文化共生の視点からの教育活動の取組	教育指導課 (旧学校教育課)	男女の別なく平等に意見を出せる環境づくりに努める。						
				男女の別なく平等に意見を出せる環境づくりに努める。						
	②国際交流の推進	●ワンナイトステイ事業の推進 ●日本語ボランティアの養成 ●在住外国人のための学習環境や情報提供の充実 ●平和を考える8日間(戦争体験者語る会)の継続	地域活動推進課	制度の周知を図り、新たな受け入れ家庭の募集に努めるほか、受け入れ時の連絡調整を行う。						
				日本語ボランティアを行っている市民活動団体の活動が活性化できるよう支援する。						
				にほん語教室の案内周知を行う。						
				戦争に関する写真展、絵画展を実施する。						
	③生活に密着した国際交流	●各種講座の開催による生活に密着した国際交流事業の推進	地域公民館	英会話講座、異文化講座等を実施する。						
	④外国語による広報の推進事業の推進	●広報担当で作成する刊行物などについての外国語表記を検討 ●関係機関が作成したパンフレットの配布、ポスターの掲示等による啓発活動	広報広聴課	外国人向けの英語表記がなされた行田市勢要覧有償頒布を実施する。						
			商工観光課	おもてなし観光局、関係機関が作成したパンフレットの配布、ポスターの掲示などを行い啓発に努める。						
			市民課	関係機関が配布したパンフレットの配布、ポスターの掲示を行い啓発に努める。						
	⑤外国人相談窓口の設置	●外国人住民が気軽に相談ができる窓口の設置の検討	企画政策課	引き続き、窓口における外国語に対応できる人員を配置する。						
	⑥外国籍の方に対する生活サポート	●「外国人総合相談センター埼玉」の利用	市民課	新たに転入した外国国籍の方に各種案内を配布。引き続き外国語が堪能な職員を起用して対応する。						
	⑦海外の男女共同参画に関する情報の収集と提供	●国際的な男女共同参画の推進状況などの情報収集と提供	男女共同参画推進センター	引き続き国際的な男女共同参画取組等の情報収集及び提供を行う。						

重点施策3 市民との連携による男女共同参画の推進

※評価は担当部署による自己評価

A・・・新規取組又は達成(100%)、B・・・ほぼ達成(80%以上)、C・・・おおむね達成(60%以上)、D・・・やや不十分(40%以上)、E・・・不十分(40%未満)

施策の方向	具体的施策	事業内容	担当部署	令和3年度計画	評価※	令和3年度実績(事業の内容)	男女共同参画の視点	具体的に記入	今後の進め方	令和4年度計画
(5)環境分野における女性の参画推進	①環境分野の政策決定における女性の意見の反映	●環境分野における政策・方針決定過程への女性の参画の拡大	環境課	市報及び市ホームページを積極的に活用し、公募制の導入に努める。						
				市報及び市ホームページを積極的に活用し、公募制の導入に努める。 (行田市資源リサイクル審議会)						
		●男女共同参画の視点に立った計画策定	環境課	今後も男女共同参画の視点に立った計画等の策定に努める。						

重点施策4 男女の仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)

※評価は担当部署による自己評価

A・・・新規取組又は達成(100%)、B・・・ほぼ達成(80%以上)、C・・・おおむね達成(60%以上)、D・・・やや不十分(40%以上)、E・・・不十分(40%未満)

施策の方向	具体的施策	事業内容	担当部署	令和3年度計画	評価※	令和3年度実績(事業の内容)	男女共同参画の視点	具体的に記入	今後の進め方	令和4年度計画
(1)仕事と生活の調和への意識啓発・制度の普及	①仕事と生活の調和の実現に向けた意識啓発の推進	●ワーク・ライフ・バランスに関する各種講演会・講座等の充実 ●関係機関等が作成したパンフレットの配布・ポスターの掲示などによる意識啓発活動の推進 ●八都県市ワーク・ライフ・バランス推進キャンペーンの周知	子ども未来課	引き続き、関係機関等が作成したパンフレットなどの配布、ポスターの掲示などにより啓発に努める。						
			商工観光課	関係機関が作成したパンフレットの配布、ポスターの掲示などを行い啓発に努めていく。						
			人事課	ワーク・ライフ・バランス研修を実施する。						
			男女共同参画推進センター	県等が作成したポスターの掲示や印刷物を配布し啓発を促す。						
	②働く男女の健康管理対策	●各種検(健)診の実施 ●健康相談、保健指導の充実	健康づくり課(旧保健センター)	15歳～39歳を対象とした健診を実施する。 乳幼児、妊婦、20歳～39歳を対象とした健診を年3回実施する。						
				健康相談(保健センター会場) 月1回実施する。						
	③庁内におけるワーク・ライフ・バランスの実現	●市役所におけるノー残業デーなどの推進 ●育児休業制度、介護休暇制度の周知と奨励	人事課	水曜日をノー残業デーとする。						
			男女共同参画推進センター	国や県の取組について、人事課と情報を共有する。						
(2)仕事と生活の調和に関する情報提供	①仕事と生活の調和に関する情報提供と制度の普及	●ワーク・ライフ・バランスを推進する情報提供 ●情報紙「VIVA」やその他のメディアの活用 ●雇用確保のための相談等の実施 ●育児休業制度・介護休業制度の普及と利用促進	子ども未来課	引き続き、関係機関等が作成したパンフレットなどの配布、ポスターの掲示などにより啓発に努める。						
			商工観光課	関係機関が作成したパンフレットの配布、ポスターの掲示などを行い啓発に努めていく。						
			人事課	ワーク・ライフ・バランス研修を実施する。						
			男女共同参画推進センター	県等が作成したポスターの掲示や印刷物を配布し啓発を促す。						

重点施策5 経済社会における男女共同参画の推進(雇用機会均等)

※評価は担当部署による自己評価

A・・・新規取組又は達成(100%)、B・・・ほぼ達成(80%以上)、C・・・おおむね達成(60%以上)、D・・・やや不十分(40%以上)、E・・・不十分(40%未満)

施策の方向	具体的施策	事業内容	担当部署	令和3年度計画	評価※	令和3年度実績(事業の内容)	男女共同参画の視点	具体的に記入	今後の進め方	令和4年度計画
(1) 女性の就労支援・キャリア形成支援	①女性が働くための情報並びに学習機会の提供	●市民を対象に女性が働くための情報提供	商工観光課	関係機関が作成したパンフレットの配布、ポスター掲示などを行い啓発に努めた。特に女性を対象としたものは子ども未来課等への配分を行う。						
		●就職支援講座やお仕事相談会の開催など各種講座・講演会等の学習機会の拡大	男女共同参画推進センター	・埼玉県女性キャリアセンターとの共催で「女性のための再就職セミナー」を開催する。 ・女性活躍推進事業において、再就職を希望する女性、管理職を目指す女性等を対象としたセミナーを開催する。 ※参加者の増加を図るため、引き続き他機関との連携・共催を検討する。						
	②女性のキャリア形成支援	●中小企業者向け法律相談や経済講演会等の実施 ●各種講座の開催	商工観光課	商工会議所が行う法律相談や経済講演会に謝金の支払・補助金の交付などを行う。						
			男女共同参画推進センター	・埼玉県女性キャリアセンターとの共催で「女性のための再就職セミナー」を開催する。 ・女性活躍推進事業において、再就職を希望する女性、管理職を目指す女性等を対象としたセミナーを開催する。 ※参加者の増加を図るため、引き続き他機関との連携・共催を検討する。						
	③女性の活躍による経済の活性化	●起業家支援事業助成制度による支援	商工観光課	起業家支援制度の周知徹底を図る。						
	④働く女性の母体保護の促進	●相談事業の実施 ●関係機関が作成したパンフレットの配布、ポスターの掲示などによる啓発	健康づくり課(旧保健センター)	リーフレットの配布 相談は随時対応。						
			商工観光課	関係機関が作成したパンフレットの配布、ポスターの掲示などを行い啓発に努める。						
(2) 雇用環境の整備促進と事業所への啓発	①市民に向けた法制度の周知	●関係機関が作成したパンフレットの配布や、ポスターの掲示等による各種法制度の啓発活動の実施 ●男性の育児休業取得についての啓発	商工観光課	関係機関が作成したパンフレットの配布、ポスターの掲示、市報などを通じ啓発に努める。						
	②指導的立場への女性の参画促進	●300人以下の事業に対する一般事業主行動計画の策定の促進	商工観光課	関係機関が作成したパンフレットの配布、ポスターの掲示、市報などを通じ啓発に努める。						
			男女共同参画推進センター	関係機関が作成したパンフレットの配布、ポスターの掲示、市報などを通じ啓発に努める。						
(3) 農業・自営業における男女共同	①女性農業者育成・支援	●女性アドバイザー研修参加の促進	農政課	各機関において実施する研修会に参加する。						

重点施策5 経済社会における男女共同参画の推進(雇用機会均等)

※評価は担当部署による自己評価

A・・・新規取組又は達成(100%)、B・・・ほぼ達成(80%以上)、C・・・おおむね達成(60%以上)、D・・・やや不十分(40%以上)、E・・・不十分(40%未満)

施策の方向	具体的施策	事業内容	担当部署	令和3年度計画	評価※	令和3年度実績(事業の内容)	男女共同参画の視点	具体的に記入	今後の進め方	令和4年度計画
参画の推進		●農業経営改善支援センターの活用と就農相談の推進	農政課	農業経営改善センターでは、担い手農家の確保や育成のために平成6年度から全国、都道府県、市町村の各段階において設置され、担い手農家への情報提供や経営改善を実施している。 本市においては「行田市農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想」において、農業所得目標を1人あたり560万円と掲げ、その達成に向けた農業経営の改善支援を行う。						
	②家族経営協定の普及促進	●家族経営協定の普及促進	農政課 農業委員会	新規の家族経営協定の締結件数1件以上。						
	③農業分野における女性の参画促進	●農業委員及び各種農業組織への女性の参画の推進	農政課	各協議会等女性委員の登用に引き続き努める。						
			農業委員会	令和5年7月19日までの任期						
(4)職場における心身両面にわたる健康対策(過重労働対策など)	①メンタルヘルスケアの促進	●労働者の心の健康の保持増進のための措置(メンタルヘルスケア)の実施を促す事業所に向けた啓発	商工観光課	関係機関が作成したパンフレットの配布、ポスターの掲示などを行い啓発に努めていく。						
			健康づくり課(旧保健センター)	新型コロナウイルス感染拡大防止のため、集合型講座は開催見合わせ。						
			人事課	職員へメンタルヘルスケアに関する情報を提供し、心の健康の保持増進を図る。						
	②過重労働による健康障害防止対策	●過重労働による健康障害防止の適切な措置についての事業所等に向けた啓発 ●市民に対する健康障害の未然防止のための健康管理対策の促進	商工観光課	関係機関が作成したパンフレットの配布、ポスターの掲示などを行い啓発に努めていく。						
			健康づくり課(旧保健センター)	新型コロナウイルス感染拡大防止のため、集合型講座は開催見合わせ。						
			人事課	全職員を対象にした産業医(内科医・精神科医)による健康相談及び月45時間以上の時間外勤務者に対して産業医(内科医)への相談を勧奨する。						

重点施策6 子育てしやすい環境の整備・充実

※評価は担当部署による自己評価

A・・・新規取組又は達成(100%)、B・・・ほぼ達成(80%以上)、C・・・おおむね達成(60%以上)、D・・・やや不十分(40%以上)、E・・・不十分(40%未満)

施策の方向	具体的施策	事業内容	担当部署	令和3年度計画	評価※	令和3年度実績(事業の内容)	男女共同参画の視点	具体的に記入	今後の進め方	令和4年度計画
(1) 子育てがしやすい制度の活用・職場環境づくりに向けた啓発	①子育てがしやすい制度の活用に向けた啓発	●子育てをするためのセミナーや連続講座を開催	男女共同参画推進センター	・埼玉県女性キャリアセンターとの共催で「女性のための再就職セミナー」を開催する。 ・女性活躍推進事業において、再就職を希望する女性、管理職を目指す女性等を対象としたセミナーを開催する。 ※参加者の増加を図るため、引き続き他機関との連携・共催を検討する。						
			子ども未来課	子育て支援センター「きっずプラザあおい」で引き続き「子育てガイドブック」及び「子育てマップ」を配布するほか、子育て相談を行う。						
			健康づくり課(旧保健センター)	母子健康手帳交付時に制度について周知及び説明を行う。						
			商工観光課	関係機関が作成したパンフレットの配布、ポスターの掲示などを行い啓発に努めていく。						
	②子育てがしやすい職場づくりに向けた啓発	●くるみんマークの普及促進 ●子育てを支援している企業の拡大	男女共同参画推進センター	市報やホームページ等を活用し普及促進を行う。						
			子ども未来課	関係機関が作成したパンフレットの配布、ポスターの掲示などによる意識の啓発を図る。						
			商工観光課	関係機関が作成したパンフレットの配布、ポスターの掲示などを行い啓発に努めていく。						
(2) 男女が働き続けやすい環境の整備(子育て支援事業の充実)	①子育て支援事業の充実(病後児保育事業／ショートステイ事業／トワイライトステイ事業)	●病気の児童を医療機関に付設された専用スペースでの一時的保育 ●児童を児童養護施設等で一時的に養育	子ども未来課	病気回復期にある児童を家庭で保育できないとき、看護師や保育士のいる専用施設で一時的に預かり、子育てと就労支援を行っていく。						
	②保育サービスの充実(延長保育事業／障がい児保育事業 乳幼児保育事業等)	●延長保育の充実	子ども未来課	今後も保育サービスの充実を推進し、保護者の就労支援を行っていく。						
		●障がい児保育の推進								
		●乳幼児保育を推進								
	③保育士の資質向上	●研修会への参加促進 ●保育協議会・保育士会の運営支援	子ども未来課	年3回実施する研修会の助成を予定しており、保育協議会、保育士会の運営支援を行っていく。						
	④企業内保育施設の設置促進	●企業内保育施設の設置促進	子ども未来課	県担当課への窓口となり、設置促進を進めていく。						
	⑤放課後児童対策事業	●就労などにより保護者が昼間家庭にいない低学年児童を対象に放課後の遊び及び生活の場の提供	子ども未来課	保護者が昼間いない児童に対し、放課後等に居場所を提供し、適切な保護及び育成を図る。						

重点施策6 子育てしやすい環境の整備・充実

※評価は担当部署による自己評価

A・・・新規取組又は達成(100%)、B・・・ほぼ達成(80%以上)、C・・・おおむね達成(60%以上)、D・・・やや不十分(40%以上)、E・・・不十分(40%未満)

施策の方向	具体的施策	事業内容	担当部署	令和3年度計画	評価※	令和3年度実績(事業の内容)	男女共同参画の視点	具体的に記入	今後の進め方	令和4年度計画
	⑥ファミリー・サポート・センター事業の推進	●ファミリー・サポート・センター事業の推進	子ども未来課	ファミリー・サポート・センター事業を推進するための広報活動を展開し、協力会員の増加を図る。						
(3) 子育て関連の相談サービスの充実	①子育てに関する相談体制の充実	●家庭児童相談員等による相談体制の充実	子ども未来課	家庭における児童に関わる悩み等の相談体制の充実を図っていく。						
			健康づくり課(旧保健センター)	相談に随時対応。						
	②来所・電話による教育相談事業の充実	●教育相談の充実	教育支援センター(旧教育研修センター)	・子育てに悩む相談者の思いに寄り添った教育相談をとおして、子供のよりよい生活を支援する。 ・幼稚園・保育園や学校との連携を図り、情報を共有する。 ・早期療育事業においては、一人一人の子供の特性に応じた適切な療育を行うとともに、父母との適宜の面談を通して、就学相談を含めたきめ細かな支援に努める。 ・早期療育事業「ステップ教室」をこれまで以上に周知し、推進していく。						
	③子育てや教育に関する情報の収集・提供	●子育てや教育に関する図書及び視聴覚資料の整備 ●生活に密着した地域の子育て情報の提供 ●ブックスタート事業においての子育てに関する情報の提供	教育支援センター(旧教育研修センター)	子育てと教育、発達障害に関する資料の充実と早期療育で使用する教材・教具のさらなる充実を図っていく。						
			図書館	引き続き、子育てや教育に関する資料を収集する。						
(4) 子育て中の親の交流・ネットワークづくりの支援	①幼児学級等の開催	●就学前の親子を対象に各種学級・教室の開催 ●地域の母親たちのネットワークづくり ●男性の家事育児への参画プログラム	地域公民館	幼児学級・親子教室等の継続。						
	②地域子育て支援拠点事業の推進	●相談指導・子育てサークル等の育成などの支援	子ども未来課	地域子育て支援拠点(7か所)において、親子が集える場所を提供するほか、子育て相談を行う。						

重点施策6 子育てしやすい環境の整備・充実

※評価は担当部署による自己評価

A・・・新規取組又は達成(100%)、B・・・ほぼ達成(80%以上)、C・・・おおむね達成(60%以上)、D・・・やや不十分(40%以上)、E・・・不十分(40%未満)

施策の方向	具体的施策	事業内容	担当部署	令和3年度計画	評価※	令和3年度実績(事業の内容)	男女共同参画の視点	具体的に記入	今後の進め方	令和4年度計画
		●子育て支援センターの機能の充実	健康づくり課 (旧保健センター)	子育て支援センターの紹介及び「あおい」での相談を行う。						
(5)男性が子育てしやすい環境の整備	①育児・介護休業制度利用の促進	●関係機関が作成したパンフレットの配布や、ポスターの掲示等を行うことによる啓発活動 ●男性の制度利用促進に向けた啓発活動	商工観光課	関係機関が作成したパンフレットの配布、ポスターの掲示などを行い啓発に努めていく。						
			人事課	特定事業主行動計画に基づいた取組を実施する。 制度に関するハンドブックを送付し、全職員へ周知する。						
	②男性の家庭や地域への参画を促進する講座の充実	●男性学級(男の料理教室など)の実施	地域公民館	男性学級・男性料理教室の継続						
			男女共同参画推進センター	男性の家庭への参画と自立を促すために「男性料理教室」及び「親子料理教室」を開催する。						

重点施策7 男女共同参画の視点に立った防災・防犯体制の推進

※評価は担当部署による自己評価

A・・・新規取組又は達成(100%)、B・・・ほぼ達成(80%以上)、C・・・おおむね達成(60%以上)、D・・・やや不十分(40%以上)、E・・・不十分(40%未満)

施策の方向	具体的施策	事業内容	担当部署	令和3年度計画	評価※	令和3年度実績(事業の内容)	男女共同参画の視点	具体的に記入	今後の進め方	令和4年度計画
1) 防災における男女共同参画の推進	①防災分野における男女共同参画の推進	●地域防災計画等において男女共同参画の視点の反映	危機管理課	法律等で定める構成員による防災会議の実施。						
		●防災関連の会議等において女性の参画拡大の検討								
	②自主防災組織の結成促進及び育成	●研修会、出前講座等を通じて自主防災活動に関する普及及び結成の啓発	危機管理課	防災意識の高揚及び知識の向上を図るため、出前講座等において啓発を行う。						
		●日常的な見守り活動の中から災害弱者に対する災害時の支援のあり方の検討	地域活動推進課	自治会連合会が取り組む自主防災組織の運営・充実に向けた調査・研究を支援する。 また、避難所運営に必要な、自治会向け避難所運営マニュアルを作成する。						
		●女性団体等地域で活動する女性リーダーの育成	福祉課	民生委員に対する啓発を継続。						
			男女共同参画推進センター	防災関連セミナー等の開催。						
	③消防活動における男女共同参画の推進	●浮き城のまち行田・消防ボランティアレディース隊などの活動の促進	消防本部							
		●行田市消防団甲斐姫分団の活動推進	消防本部	各種イベント等において、啓発活動 埼玉県消防殉職・殉難者慰霊祭に参加 甲斐姫分団用車両を配備する						
(2) 防犯における男女共同参画の推進	①防犯分野における男女共同参画の推進	●地域における防犯組織・団体の拡大・育成	地域活動推進課	防犯団体数を増加させ女性の視点を反映させる。						

重点施策8 生活上の困難に直面しやすい人々が暮らしやすい環境の整備

※評価は担当部署による自己評価

A・・・新規取組又は達成(100%)、B・・・ほぼ達成(80%以上)、C・・・おおむね達成(60%以上)、D・・・やや不十分(40%以上)、E・・・不十分(40%未満)

施策の方向	具体的施策	事業内容	担当部署	令和3年度計画	評価※	令和3年度実績(事業の内容)	男女共同参画の視点	具体的に記入	今後の進め方	令和4年度計画
(1)ひとり親家庭への支援	①ひとり親家庭への経済的支援	●児童扶養手当の支給 ●ひとり親家庭等医療費支給	子ども未来課	ひとり親家庭に対して児童扶養手当制度の周知徹底を図っていく。						
			保険年金課	引き続きひとり親家庭に対し、医療費の一部を支給することにより、生活の安定と自立を支援し、福祉の増進を図る。						
	②母子家庭の就労・自立の促進	●自立支援教育訓練給付 ●高等技能訓練促進給付	子ども未来課	ひとり親家庭に対する各種就労・自立支援制度の周知徹底を図っていく。						
(2)高齢者福祉・障がい者福祉・介護保険の充実	①高齢者福祉サービスの充実	●通所施設(日中活動系)サービスの機会と場の確保 ●グループホームや介護老人福祉施設等の設置に対する支援 ●個々の生活環境や身体状況に適した生活支援事業の実施	福祉課	日中活動系サービスの利用人数。 介護給付費200人 訓練給付費185人 ※障害福祉計画によるR3見込量						
			高齢者福祉課	事業を継続していく。						
	②介護保険事業の充実	●在宅介護支援事業の充実 ●施設整備について、計画に基づき検討	高齢者福祉課	事業を継続していく。						
				事業を継続していく。						
	③障がい者福祉の充実	●障がいのある人の地域生活や社会参加の支援 ●自立に向けた教育の充実 ●人にやさしいまちづくりの推進 ●安心できる保健・医療施策の推進	福祉課	民間サービス事業者が実施する在宅障害児(者)の一時預かりや派遣による介護サービス、移送や外出援助サービスなどの一部を助成し、障害児(者)やその家族の負担軽減を図る。						
			健康づくり課(旧保健センター)	市報、HP・携帯サイトに休日急患診療等を掲載。						
(3)相談事業の充実	①各種相談窓口の充実	●子育ての総合支援窓口の設置による、子育て中の保護者の様々な相談を一元的に対応できる機能の強化 ●各種相談の充実 ●あらゆる人権問題に関して、気軽に相談できる環境の整備	子ども未来課	子育て総合支援窓口及び家庭児童相談室を継続設置する。						
			地域活動推進課	各種相談を継続実施する。						
			人権推進課	相談は随時受付。相談があった場合には、人権擁護委員に対応を依頼し、関係機関と連携・協力する。						

重点施策8 生活上の困難に直面しやすい人々が暮らしやすい環境の整備

※評価は担当部署による自己評価

A・・・新規取組又は達成(100%)、B・・・ほぼ達成(80%以上)、C・・・おおむね達成(60%以上)、D・・・やや不十分(40%以上)、E・・・不十分(40%未満)

施策の方向	具体的施策	事業内容	担当部署	令和3年度計画	評価※	令和3年度実績(事業の内容)	男女共同参画の視点	具体的に記入	今後の進め方	令和4年度計画
	②障がい者の自立支援に向けた相談支援機能の強化	●障害者自立支援協議会の運営の活性化	福祉課	三市共同の定例会、事例検討会の充実						
		●相談支援センターの充実		引き続き三市共同で設置検討を行う						
	③男女共同参画に関する総合的相談窓口の整備	●専門的な相談員による相談窓口の充実	男女共同参画推進センター	・専門の女性相談員(3名体制)による相談事業を継続する。 ・市報やホームページ等にて相談受付窓口を周知する。 ・VIVAや本庁舎内のトイレ及び授乳室にDV相談案内カード(名刺サイズ)の設置を継続して行なう。						
		●関係各課との連携の強化と相談体制の整備		・庁内DV対策連携会議を行う。						
	④消費生活相談の充実	●消費生活相談の相談日の拡充	地域活動推進課	週5日の消費生活相談体制を継続する。						
		●消費者問題の出前講座の実施		高齢者団体等への出前講座を実施する。						
		●福祉部門との連携		消費者被害防止サポーター養成講座を実施する。 高齢者等見守り連絡会議を活用し、庁内関係部署との情報共有、連携強化を図る。						
	⑤外国籍の人々への支援	●外国人のサポートをしているNPO活動の支援と協働	地域活動推進課	外国人のサポートをしている市民活動団体と情報共有し、支援が必要な方とのマッチングを行う。						
		●外国人に対する窓口サービスの充実	市民課	引き続き各種言語のパンフレットの配布。 ホームページの活用。外国語が堪能な職員を起用。						

重点施策9 生涯を通じた健康づくりへの支援

※評価は担当部署による自己評価

A・・・新規取組又は達成(100%)、B・・・ほぼ達成(80%以上)、C・・・おおむね達成(60%以上)、D・・・やや不十分(40%以上)、E・・・不十分(40%未満)

施策の方向	具体的施策	事業内容	担当部署	令和3年度計画	評価※	令和3年度実績(事業の内容)	男女共同 参画の視点	具体的に記入	今後の 進め方	令和4年度計画
(1)生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利についての考え方の定着	①リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する啓発(母性保護の啓発活動の充実)	●「生涯にわたる性と生殖に関する健康」(リプロダクティブ・ヘルス)の各種相談を通じた支援啓発 ●「性に関する健康を享受する権利」(リプロダクティブ・ライツ)の各種相談を通じた支援啓発	健康づくり課 (旧保健センター)	リプロダクティブ・ヘルス/ライツを意識しながら相談に応じる。また、ママ・パパ教室を継続実施する。						
(2)生涯を通じた健康支援(個々のニーズに応じた健康支援)	①健康づくり講座の開催	●健康教育及び健康相談を個人の健康状態に合わせ集団又は個別に実施	健康づくり課 (旧保健センター)	健康教育及び健康相談、健康づくりマスター養成講座を開講する。						
	②女性の健康づくりへの支援	●女性特有がん検診の受診促進 ●がん予防教室等の開催	健康づくり課 (旧保健センター)	20歳の女性に子宮がん検診クーポン券を、40歳の女性に乳がん検診のクーポン券を送付。クーポン券により、無料で当該検診が受診できる。 20歳～39歳の女性を対象にヤング乳がんエコー検診を年3回実施する。						
	③男性の健康づくりへの支援等	●男性特有の疾患(前立腺がん)の検診等の受診の促進	健康づくり課 (旧保健センター)	前立腺がん検診を継続実施するが、今後は要検討。(令和3年度は廃止)						
	④感染症予防から治療までの総合的な対策など	●感染症発生动向の情報提供 ●感染症に関する知識の普及 ●HIV・その他性感染症の予防啓発 ●予防接種率の向上	健康づくり課 (旧保健センター)	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、集合型教室は開催見合わせ。						
	⑤薬物、喫煙、飲酒対策	●正しい知識の普及啓発 ●家族や周囲の人の対応方法を学ぶ機会の提供	健康づくり課 (旧保健センター)	禁煙チャレンジ応援プラン助成事業の実施。 禁煙サポーター薬局による肺の健康チェックの実施。						
(3)母子保健の充実	①子ども医療費支給事業の充実	●子どもに対する医療費の一部を支援	保険年金課	子どもが必要とする医療を容易に受けられるようにするため、引き続き、子どもに対する医療費の一部を支援することにより、保護者の経済的負担を軽減し、子どもの保健の向上と福祉の増進を図る。						
	②母子に関する健診の充実	●妊婦健診及び乳幼児健診による疾病や異常の早期発見 ●適切な指導による母子の健康の保持増進	健康づくり課 (旧保健センター)	妊婦健診、4ヶ月児健診、1歳6ヶ月児健診、2歳児歯科健診、3歳児健診の実施。						
	③母子保健相談・教育の充実	●妊娠・出産・育児に関する知識の普及 ●発達支援や育児不安の相談の充実	健康づくり課 (旧保健センター)	子育て包括支援センターの継続。 ママパパ教室、離乳食教室、妊婦相談、乳幼児相談、各種専門相談の実施。 資料の配布。						

重点施策9 生涯を通じた健康づくりへの支援

※評価は担当部署による自己評価

A・・・新規取組又は達成(100%)、B・・・ほぼ達成(80%以上)、C・・・おおむね達成(60%以上)、D・・・やや不十分(40%以上)、E・・・不十分(40%未満)

施策の方向	具体的施策	事業内容	担当部署	令和3年度計画	評価※	令和3年度実績(事業の内容)	男女共同 参画の視点	具体的に記入	今後の 進め方	令和4年度計画
(4)学校教育等における性に関する教育の充実	①性に関する教育の推進	●小中学校における性に関する指導の実施	教育指導課 (旧学校教育課)	小中学校において、性に関する指導が系統的に実施できるよう指導する。						
	②性や母性に関する情報・資料の提供	●小中学校における性や母性に関する情報についての教材の整備	教育指導課 (旧学校教育課)	効果的な学習ができるよう教材の整備を図り活用を促す。						
(5)学校教育における感染症等予防対策の推進	①感染症予防から治療までの総合的な対策など	●保健指導を通し感染症予防の知識を身につける ●感染症発生动向の情報提供 ●感染症に関する知識の普及 ●予防接種率の向上	教育指導課 (旧学校教育課)	効果的な学習ができるよう関係各所との連携を図る。						
	②薬物・喫煙・飲酒対策など	●薬物・喫煙・飲酒の健康への影響を学習し、健康を保持できる児童・生徒を育成	教育指導課 (旧学校教育課)	引き続き、薬物乱用防止教室や喫煙防止教室を実施し健康意識を高めていく。						
(6)生涯にわたるスポーツ活動の促進	①スポーツ施設の整備・充実	●スポーツ施設の整備	生涯学習 スポーツ課	市内各体育施設の経年劣化に伴う修繕等を計画的・継続的に実施する。						
	②スポーツに親しむための講習会の開催	●誰もが気軽に参加できるスポーツ教室の開催	生涯学習 スポーツ課	新型コロナウイルス感染の状況を鑑みながら、地域と連携したスポーツ教室を継続開催する。						
	③スポーツ指導者の育成・充実	●各種講習会を開催し指導者を育成	生涯学習 スポーツ課	新型コロナウイルス感染の状況を鑑みながら、各種講習会を継続開催する。						
		●「行田市スポーツ指導者登録制度」に基づく幅広い人材活用	生涯学習 スポーツ課	市民の要請に応じ、指導者登録制度に基づく人材活用を行う。						

重点施策10 暴力のない社会づくりの推進

※評価は担当部署による自己評価

A・・・新規取組又は達成(100%)、B・・・ほぼ達成(80%以上)、C・・・おおむね達成(60%以上)、D・・・やや不十分(40%以上)、E・・・不十分(40%未満)

施策の方向	具体的施策	事業内容	担当部署	令和3年度計画	評価※	令和3年度実績(事業の内容)	男女共同 参画の視点	具体的に記入	今後の 進め方	令和4年度計画
(1)暴力を許さない意識づくり	①ドメスティック・バイオレンスの予防、防止に向けた啓発活動	●家庭や職場における男女差別や配偶者などからの暴力、セクシャル・ハラスメント防止のための啓発	男女共同参画推進センター	・センター内に関係パンフレットを配架し啓発に努める。 ・「女性に対する暴力をなくす運動」週間にDV防止の啓発を行う。						
			子ども未来課	家庭児童相談室を継続設置し、必要に応じ行田市要保護児童対策地域協議会を開催し、要保護児童の支援の在り方を検討する。						
		●人権擁護委員による啓発活動の実施	人権推進課	人権擁護思想の普及高揚を図るため、人権擁護委員による街頭啓発活動を実施する。(浮き城祭り、西の市)						
	②被害者、加害者向けの啓発・支援	●相談時における予防、再発防止に留意した対応 ●加害者への啓発・相談体制の整備検討 ●地域包括支援センターにおける予防・啓発 ●高齢者及び障がいのある人に対し虐待防止のパンフレットによる啓発や支援 ●警察、関係機関との連携による未然防止 ●児童相談を通した児童の保護者に対するDVの防止	高齢者福祉課	相談支援協力体制を強化する。						
			子ども未来課	家庭児童相談室を継続設置するとともに、必要に応じ行田市要保護児童対策地域協議会を開催し、要保護児童の支援の在り方を検討する。						
			高齢者福祉課	地域包括支援センターにおける予防・啓発。						
			福祉課	警察をはじめとした関係機関との連携の継続。						
(2)暴力防止に向けた学校教育	①人権尊重、男女平等教育の充実	●人権教育の全体計画・年間指導計画の見直しの実施	教育指導課(旧学校教育課)	行田市人権教育基本方針の周知とそれに基づいた教育を実施していく。						
(3)デートDV(結婚していない恋人間での暴力)防止活動の実施	①若年者に対する予防啓発の推進	●問題の発生を未然に防止するためデートDVに関する講座の開催 ●啓発パンフレットなどを活用した情報提供 ●若い世代に対するデートDVに関する啓発	男女共同参画推進センター	・センター内に関係パンフレットを配架し啓発に努める。 ・「女性に対する暴力をなくす運動」週間にDV防止の啓発を行う。						
			教育指導課(旧学校教育課)	啓発活動を引き続き実施していく。教職員等を対象とした研修会等の周知を行う。						
(4)児童虐待の防止	①児童虐待に対する啓発活動	●「児童虐待の防止等に関する法律」の周知 ●地域社会全体に向けた積極的な啓発活動	子ども未来課	市報や市HPに掲載するほか、児童虐待防止啓発グッズ等を作成し、児童虐待防止について周知を図る。						
			教育指導課(旧学校教育課)	児童虐待は重大な人権問題である認識のもと早期発見に努める。						

重点施策10 暴力のない社会づくりの推進

※評価は担当部署による自己評価

A・・・新規取組又は達成(100%)、B・・・ほぼ達成(80%以上)、C・・・おおむね達成(60%以上)、D・・・やや不十分(40%以上)、E・・・不十分(40%未満)

施策の方向	具体的施策	事業内容	担当部署	令和3年度計画	評価※	令和3年度実績(事業の内容)	男女共同 参画の視点	具体的に記入	今後の 進め方	令和4年度計画
	②児童虐待の未然防止	●虐待リスクの高い家庭の早期発見 ●家庭訪問や健診時等における児童虐待の兆候のチェック ●家庭児童相談員による相談体制の充実	子ども未来課	家庭児童相談室を継続設置するとともに、必要に応じ行田市要保護児童対策地域協議会を開催し、要保護児童の支援の在り方を検討する。						
			持田保育園	毎日、園時の身体をチェックし虐待が疑われる場合には、関係機関へ連絡する。						
			長野保育園	毎日、園児の様子や体のチェックを行い虐待が疑われる場合は、関係機関と連携する。						
			南河原保育園	毎日、園児の身体をチェックし、虐待が疑われる場合は関係機関へ連絡する。						
			教育指導課 (旧学校教育課)	児童虐待は重大な人権問題である認識のもと早期発見に努める。						
			男女共同参画 推進センター	・庁内DV対策連携会議を行う。						
			健康づくり課 (旧保健センター)	こんにちは赤ちゃん事業、養育支援家庭訪問事業等による個別支援の実施。健診等において虐待リスクの発見。						

重点施策11 DV被害者の安全確保と支援体制の充実

※評価は担当部署による自己評価

A・・・新規取組又は達成(100%)、B・・・ほぼ達成(80%以上)、C・・・おおむね達成(60%以上)、D・・・やや不十分(40%以上)、E・・・不十分(40%未満)

施策の方向	具体的施策	事業内容	担当部署	令和3年度計画	評価※	令和3年度実績(事業の内容)	男女共同参画の視点	具体的に記入	今後の進め方	令和4年度計画
(1) 早期相談の促進と相談体制の充実	①被害者の早期発見	●保健や福祉に関する業務を通じた被害者の早期発見	男女共同参画推進センター	関係課と連絡を取り合い、情報共有する。						
			健康づくり課(旧保健センター)	通常業務の中で発見した場合は関係機関へ連絡する。関係機関からDV情報があった場合は通常業務の中で見守りを行う。						
		●関係機関の連携による高齢者等への虐待の早期発見、予防、解決	福祉課	協定締結事業所の増。地域安心ネットワーク会議の開催。虐待防止マニュアルの活用。						
			高齢者福祉課	新型コロナウイルスの蔓延状況にもよるが、引き続き地域包括支援センター、民生委員及び地域包括支援センター相談協力員による地域支援ネットワークの構築を推進し、要援護高齢者等の早期発見・対応態勢を推進していく。また警察との連携を強化していく。						
		●関係機関からの情報収集による高齢者等虐待防止	高齢者福祉課							
			人権推進課	防止対策として人権擁護委員による街頭啓発と人権相談を実施。また人権・同和問題地区別研修において、高齢者虐待等含めた講演を実施。						
	②相談・支援体制の充実	●児童相談等においてDVを確認した場合の関係機関と連携した支援充実	男女共同参画推進センター	緊急時における他市町村との連絡について、関係各課と連携し迅速かつスムーズに対応する。						
		●各種人権相談において人権擁護委員による支援充実	子ども未来課	家庭児童相談室を継続設置するとともに、必要に応じ行田市要保護児童対策地域協議会を開催し、要保護児童の支援の在り方を検討する。						
		●関係部署・機関と連携した虐待の早期対応	人権推進課	相談は随時受付。相談があった場合には、人権擁護委員に対応を依頼し、関係機関と連携・協力する。						
		●電話相談や心の相談を実施(必要に応じた臨床心理士の面接)	健康づくり課(旧保健センター)	こころの相談を年4回開催する。(精神科医による相談)電話相談及び面接相談は随時実施。						
(2) 被害者の安全確保	①被害者の安全確保	●関係機関の連携による切れ目ない支援の確保	男女共同参画推進センター	緊急時における他市町村との連絡について、関係各課や関係機関と連携し迅速かつスムーズに対応する。						
			健康づくり課(旧保健センター)	通常業務の中で発見した場合は関係機関へ連絡する。関係機関からDV情報があった場合は通常業務の中で見守りを行う。						
		●被害者情報の適切な管理	市民課	連絡があったケースは、関係する市町村と連携を取り、本市においても聞き取り記録を管理し、必要があれば、関係各課と情報連携を継続して図る。						

重点施策11 DV被害者の安全確保と支援体制の充実

※評価は担当部署による自己評価

A・・・新規取組又は達成(100%)、B・・・ほぼ達成(80%以上)、C・・・おおむね達成(60%以上)、D・・・やや不十分(40%以上)、E・・・不十分(40%未満)

施策の方向	具体的施策	事業内容	担当部署	令和3年度計画	評価※	令和3年度実績(事業の内容)	男女共同参画の視点	具体的に記入	今後の進め方	令和4年度計画
			地域活動推進課	関係機関と連携をとり、適切な対応をする。						
			男女共同参画推進センター	関係各課と連絡を密にし情報共有に努める。						
			税務課	関係機関と連携を取り、個人情報の適切な管理を行う。						
			人権推進課	関係機関と連携をとり、適切な対応をする。						
			商工観光課	通常業務の中で発見した場合、関係機関へ連絡する。						
			福祉課	関係機関と連携をとり、適切な対応をする。						
			子ども未来課	家庭児童相談室を継続設置するとともに、必要に応じ行田市要保護児童対策地域協議会を開催し、要保護児童の支援の在り方を検討する。						
			高齢者福祉課	個人情報保護に留意し、適正に対応する。						
			保険年金課	関係機関等と連携を図り、適切に対応する。						
			下水道課	通常業務の中で発見した場合は、関係機関へ連絡する。 関係機関からDV情報があつた場合は、通常業務の中で見守りを行う。						
			水道課	関係各課と連絡を密にし、情報共有に努める。						
			営繕課	管理代行先(埼玉県住宅供給公社)及び関係各課と連絡を密にし情報共有に努め、対象者の身の安全を守る。						
			教育総務課	関係機関と連携をとり、適切な対応をする						
			教育指導課(旧学校教育課)	関係課と連絡を取り合い情報共有し、個人情報の適切な管理を行う。						
			生涯学習スポーツ課	引き続き被害者の安全確保のため、案内等を発送する際は、送付先に配慮するなど細心の注意を払う。また、当日の参加があつた場合は見守り等を行う。						
		●生活保護の申請等手続きの迅速化	福祉課	申請の意思が示された場合は、すみやかに対応する。						

重点施策11 DV被害者の安全確保と支援体制の充実

※評価は担当部署による自己評価

A・・・新規取組又は達成(100%)、B・・・ほぼ達成(80%以上)、C・・・おおむね達成(60%以上)、D・・・やや不十分(40%以上)、E・・・不十分(40%未満)

施策の方向	具体的施策	事業内容	担当部署	令和3年度計画	評価※	令和3年度実績(事業の内容)	男女共同参画の視点	具体的に記入	今後の進め方	令和4年度計画
		●緊急一時保護施設との連携(入所手続・警察への通報)	子ども未来課	家庭児童相談室を継続設置するとともに、必要に応じ行田市要保護児童対策地域協議会を開催し、要保護児童の支援の在り方を検討する。						
(3) 自立への支援	①就労・住宅・経済的な支援	●就職セミナーや職業相談への参加促進	商工観光課	関係機関が作成したパンフレットの配布、ポスターの掲示などを行い啓発に努めていく。また、公共職業安定所からの求人情報の配布とHPでの公開を行う。						
		●求人情報の提供	福祉課	申請の意思が示された場合は、すみやかに対応する。生活保護申請の場合は、就労支援員と連携して自立に向けた支援を行う。						
		●関係機関で提供する住宅の情報提供	営繕課	DV被害者世帯の優遇抽選制度のある県営住宅の情報提供を継続して行う。市営住宅への緊急避難措置を行う。						
		●生活保護やその他の補助制度の活用に関する支援	福祉課	生活困窮者に対する支援を業務委託先と協力して実施する。						
	②心の回復に対する支援	●専門機関による継続的な心のケア	健康づくり課(旧保健センター)	こころの相談を年4回開催する。(精神科医による相談) 電話相談及び面接相談は随時実施。						
		●児童福祉施設における子どもと親の心のケア対策	子ども未来課	家庭児童相談室を継続設置するとともに、必要に応じ行田市要保護児童対策地域協議会を開催し、要保護児童の支援の在り方を検討する。						
(4) 子どもの安全確保	①関係機関虐待防止ネットワーク会議の充実	●虐待防止協議会、要保護児童対策地域協議会(代表者会議、実務者会議及び個別ケース検討会議)の開催 ●通常業務や相談等における早期発見・虐待防止	福祉課	協定締結事業所の増。 地域安心ネットワーク会議の開催						
			子ども未来課	家庭児童相談室を継続設置するとともに、必要に応じ行田市要保護児童対策地域協議会を開催し、要保護児童の支援の在り方を検討する。						
			男女共同参画推進センター	関係する個別ケース会議や研修会に出席する。						
			健康づくり課(旧保健センター)	会議に参加。 乳幼児健診等での早期発見に努める。 妊娠届からの特定妊婦の把握を行う。						
			福祉課	県の虐待防止施策との連携。						

重点施策12 セクシュアル・ハラスメント防止対策

※評価は担当部署による自己評価

A・・・新規取組又は達成(100%)、B・・・ほぼ達成(80%以上)、C・・・おおむね達成(60%以上)、D・・・やや不十分(40%以上)、E・・・不十分(40%未満)

施策の方向	具体的施策	事業内容	担当部署	令和3年度計画	評価※	令和3年度実績(事業の内容)	男女共同 参画の視点	具体的に記入	今後の 進め方	令和4年度計画
(1)啓発及び相談体制の充実	①セクシュアル・ハラスメント防止のための啓発及び相談体制の充実	●セクシュアル・ハラスメント防止のための講座の開催	男女共同参画推進センター	男女共同参画研修の中でセクシュアルハラスメント等を取り入れる。						
		●情報紙「VIVA」における情報提供		市報やホームページ等を活用して意識啓発を図る。						
		●イベント開催時における啓発活動	人権推進課	人権擁護思想の普及高揚を図るため、人権擁護委員による街頭啓発活動を実施する。(浮き城祭り、酉の市)						
		●セクシュアル・ハラスメント防止研修の実施	人事課	ハラスメント防止研修を実施する。						
		●人権擁護委員による啓発活動及び相談窓口の充実	人権推進課	人権擁護思想の普及高揚を図るため、人権擁護委員による街頭啓発活動を実施する。(浮き城祭り、酉の市)						
(2)雇用や教育の場における防止対策の促進	①雇用や教育の場における防止対策の促進	●市内の企業に対しパンフレット配布・ポスター掲示	商工観光課	関係機関が作成したパンフレットの配布、ポスターの掲示などを行い啓発に努め、相談機関についても積極的に周知していく。						
		●市内セクシュアル・ハラスメント防止研修の実施	人事課	ハラスメント防止研修を実施する。						
		●セクシュアル・ハラスメント問題検討委員会の設置	教育指導課 (旧学校教育課)	校内倫理確立委員会やハラスメント防止委員会を引き続き実施していく。						
		●教職員倫理確立委員会によるセクシュアル・ハラスメント防止策								
		●児童・生徒への人権教育を通じた防止対策								

重点施策13 関連機関との連携の推進

※評価は担当部署による自己評価

A・・・新規取組又は達成(100%)、B・・・ほぼ達成(80%以上)、C・・・おおむね達成(60%以上)、D・・・やや不十分(40%以上)、E・・・不十分(40%未満)

施策の方向	具体的施策	事業内容	担当部署	令和3年度計画	評価※	令和3年度実績(事業の内容)	男女共同参画の視点	具体的に記入	今後の進め方	令和4年度計画
(1) 関係機関との連携強化	①庁内DV対策連携会議の設置・運営	●DV被害者の個別的な事案に対応するための市組織内連携体制の充実	男女共同参画推進センター	・庁内DV対策連携会議を行う。						
		●DVに関する相談とその他の相談の連携体制の構築		・女性相談員が男女の問題に起因する様々な悩みの相談に応じる。 新規相談はケースケア会議を開き、相談員間及び職員との連絡を密にしていく。 ・緊急の相談は職員が対応する。						
		●組織内連携体制を基盤とする連携ネットワークの充実		・庁内DV対策連携会議を行う。						
(2) 職務関係者研修の推進	①専門研修の充実と強化	●DV担当者研修や女性相談員研修などの充実	男女共同参画推進センター	・県などが主催する研修会に出席し、DV被害者支援及びDV加害者対策等について学習する。						
		●関係各課の共通認識を培うための専門研修の充実		相談事例対応研修会(スーパービジョン)を実施予定。						
	②二次的被害の防止に向けた研修の強化	●二次的被害防止のための配慮すべき事項、被害者の安全確保及び職務の適切な執行についての研修	市民課	DV会議への参加と関係各課との連携を継続して実施する。 住民基本台帳法に基づく支援措置の迅速で適切な処理。窓口でのプライバシーを確保する。						
			子ども未来課	家庭児童相談室を継続設置するとともに、必要に応じ行田市要保護児童対策地域協議会を開催し、要保護児童の支援の在り方を検討する。						
			福祉課	警察をはじめとした関係機関との連携を継続。						

重点施策14 性別による固定的な役割分担意識の解消

※評価は担当部署による自己評価

A・・・新規取組又は達成(100%)、B・・・ほぼ達成(80%以上)、C・・・おおむね達成(60%以上)、D・・・やや不十分(40%以上)、E・・・不十分(40%未満)

施策の方向	具体的施策	事業内容	担当部署	令和3年度計画	評価※	令和3年度実績(事業の内容)	男女共同参画の視点	具体的に記入	今後の進め方	令和4年度計画
(1) 男女共同参画社会の実現に向けての創意ある啓発活動の推進	①多様な広報媒体による啓発の推進	●市報「ぎょうだ」や市ホームページへの掲載	広報広聴課	引き続き、男女共同参画を所管する課からの依頼に応じ、市報「ぎょうだ」や市ホームページで周知する。						
			男女共同参画推進センター	市報やホームページ等を活用し、啓発活動推進と事業周知を図る。						
		●生涯学習情報誌「蓮櫓(はすやぐら)」の発行	生涯学習スポーツ課	令和3年度より「蓮やぐら」の発行は終了となるが、市HPや市報ぎょうだをとおして、男女共同参画に関する記事などを掲載する機会を検討していく。						
		●行田市人権教育推進協議会広報誌「あゆみ」の発行	生涯学習スポーツ課	市民の目をひくような内容やレイアウトを心がけながら、様々な人権課題を取り上げるなかで、男女共同参画に関するテーマからの記事掲載について、引き続き検討していく。						
			人権推進課	人権啓発リーフレット「差別のない明るい社会を」を発行(全戸配布のほか、人権・同和問題地区別研修会、第18回人権フェスティバル、事業所人権教育研修会等各種研修会参加者に配布する。)						
	②男女共同参画啓発紙等の発行	●情報紙「VIVA」の発行と内容の充実	男女共同参画推進センター	令和2年度をもって情報紙VIVAの発行が終了した。今後は、市報で計画的に男女共同参画の特集を組んだりホームページ等を活用して啓発していく。						
	③男女共同参画に関する講演会・講座等の開催	●講演会の開催と内容の充実 ●各種講座の開催と内容の充実 ●リーダーステップアップ講座の開催と内容の充実	男女共同参画推進センター	男女共同参画に関連するテーマで講座等を開催する。						
(2) 男性にとつての男女共同参画	①技術・家庭科における男女平等の内容の充実	●指導内容の工夫と充実	教育指導課(旧学校教育課)	男女平等、互いを尊重できる指導を継続していく。						

重点施策14 性別による固定的な役割分担意識の解消

※評価は担当部署による自己評価

A・・・新規取組又は達成(100%)、B・・・ほぼ達成(80%以上)、C・・・おおむね達成(60%以上)、D・・・やや不十分(40%以上)、E・・・不十分(40%未満)

施策の方向	具体的施策	事業内容	担当部署	令和3年度計画	評価※	令和3年度実績(事業の内容)	男女共同参画の視点	具体的に記入	今後の進め方	令和4年度計画
	②育児・介護休業制度利用の促進	●関係機関が作成したパンフレットの配布、ポスターの掲示による啓発	商工観光課	関係機関が作成したパンフレットの配布、ポスターの掲示、ホームページなどを通じ啓発に努める。						
		●取得率の低い男性の利用促進に向けた啓発	人事課	特定事業主行動計画に基づいた取組を実施する。 制度に関するハンドブックを送付し、全職員へ周知する。						
	③父親の積極的な育児参加の促進	●ママパパ教室の参加を促進 ●育児参加の推進	健康づくり課 (旧保健センター)	ママパパ教室のチラシに父親の参加を促す文面を継続して掲載する。 ママパパ教室に参加した父親に、赤ちゃんのお風呂の実習と妊婦ジャケット着用体験を実施する。						
	④父親の1日保育士体験の実施	●保育園での1日保育士体験の実施	子ども未来課	公立保育園で実施予定。						
			持田保育園	新型コロナウイルス感染症の感染予防対策を講じながら、全保護者を対象に一日保育士体験を実施。						
			長野保育園	感染防止対策を講じ、保護者が参加できる行事を行う。						
			南河原保育園	新型コロナウイルスの感染状況を考慮し、例年どおりに実施するようにする。						
(3)子どもにとっての男女共同参画	①男女共同参画の視点に立った学校教育の推進	●男女共同参画の視点に立った特別活動の年間指導計画の作成	教育指導課 (旧学校教育課)	引き続き、男女共同参画の視点を取り入れた授業を展開するよう指導する。						
	②若年層を対象とした育児体験等の啓発・支援	●学校への沐浴人形の貸し出し	健康づくり課 (旧保健センター)	小中学校からの要望に応じ、沐浴人形等の貸出を行う。						
		●男女児共に育児体験及び学習機会の提供		保健センター見学の際に、時間があれば、小学生に、赤ちゃん人形等を使った育児体験をしてもらう。 (学校の方針に合わせて実施)						

重点施策15 男女平等教育の推進

※評価は担当部署による自己評価

A・・・新規取組又は達成(100%)、B・・・ほぼ達成(80%以上)、C・・・おおむね達成(60%以上)、D・・・やや不十分(40%以上)、E・・・不十分(40%未満)

施策の方向	具体的施策	事業内容	担当部署	令和3年度計画	評価※	令和3年度実績(事業の内容)	男女共同参画の視点	具体的に記入	今後の進め方	令和4年度計画
(1)学校における男女平等教育の推進	①人権尊重、男女平等教育の充実	●人権教育の全体計画・年間指導計画の見直しの実施	教育指導課 (旧学校教育課)	引き続き、行田市人権教育基本方針に基づいて教育活動の実施を推進していく。						
	②人間尊重に基づいた性に関する教育の充実	●性に関する教育の年間指導計画の見直しの実施	教育指導課 (旧学校教育課)	今後も児童生徒の実態に応じた教育活動を展開する。						
	③男女平等の視点に立った進路指導の推進	●個々の希望や適性に応じた進路指導・キャリア教育	教育指導課 (旧学校教育課)	今後も性別に基づく固定概念にとらわれない考え方を、発達段階に応じて指導する。						
		●中学校における社会体験チャレンジ事業	教育指導課 (旧学校教育課)	今後も性別にとらわれない職業観について指導する。						
	④男女平等の視点に立った学校運営の推進	●男女平等の視点に立って校務を分担し、学校運営を推進	教育指導課 (旧学校教育課)	今後も計画的に男女の平等・相互理解について指導する。						
	⑤家庭科など教科教育における男女平等教育の推進	●家庭科教育における意識啓発	教育指導課 (旧学校教育課)	今後も計画的に男女の平等・相互理解について指導する。						
		●生活技術が男女ともに向上するような指導の工夫	教育指導課 (旧学校教育課)	今後も性別に基づく固定概念にとらわれない考え方を、発達段階に応じて指導する。						
(2)生涯学習による男女平等意識の醸成	⑥教職員の男女平等意識の高揚	●価値観・生活態度など教職員の男女平等意識の向上	教育指導課 (旧学校教育課)	今後も、教職員の男女平等意識の高揚を図るよう指導する。						
	⑦男女共同参画に関する教職員の研修機会の充実	●研修機会の充実(埼玉県教育委員会主催の研修会への参加など)	教育指導課 (旧学校教育課)	研修会案内を配布し、参加を促進する。						
	①男女共同参画の視点に立った学級・講座の開催	●女性学級、成人学級、高齢者学級の開催 ●幼児学級、青少年学級、家庭教育学級の充実	地域公民館	成人学級・高齢者学級等、男女が共に参加できる講座の継続						
	②男性の家庭や地域への参画を促進する講座の充実	●男性学級(男の料理教室など)の実施	地域公民館	男性学級・男性料理教室の継続						
			男女共同参画推進センター	男性の家庭への参画と自立を促すために、親子料理講座・男性料理教室を開催する。						

重点施策15 男女平等教育の推進

※評価は担当部署による自己評価

A・・・新規取組又は達成(100%)、B・・・ほぼ達成(80%以上)、C・・・おおむね達成(60%以上)、D・・・やや不十分(40%以上)、E・・・不十分(40%未満)

施策の方向	具体的施策	事業内容	担当部署	令和3年度計画	評価※	令和3年度実績(事業の内容)	男女共同参画の視点	具体的に記入	今後の進め方	令和4年度計画
	③男女共同参画に関する図書等の整備	●男女共同参画に関する図書や視聴覚資料の整備	男女共同参画推進センター	・引き続きセンター内情報コーナーに男女共同参画に関する図書やビデオ等を備え、希望する市民への貸し出しを行う。						
		●情報コーナー、貸出コーナーなど市民が気軽に学ぶことができる環境の整備	図書館	引き続き男女共同参画の視点を取り入れた資料を購入する。また、おすすめ本コーナーを活用して、男女共同参画に関する本の貸出を促進する。						